

# 京都府における文化的景観保護の取り組みについて

原 田 三 壽

- I. はじめに
- II. 文化的景観検討委員会
- III. 検討内容
- IV. 京都府文化財環境保全地区と文化的景観
- V. 学会等の調査に期待するもの

## I. はじめに

平成16年5月、文化財保護法が改正されて「文化的景観」が新たな保護対象となり、同年6月には「景観緑三法」が施行された。これを受け、京都府教育委員会では、平成17年7月に「文化的景観検討委員会」を設置し、府内の良好な文化的景観について、保護の対象、手法等について検討を始めることとなった。

## II. 文化的景観検討委員会

文化的景観検討委員会は、西川幸治氏を座長に、金田章裕氏を座長代理として、表1のとおり計7名の委員で構成された。検討委員会は、平成17年7月から11月までの間に5回の会合を実施して議論を重ねた。事務局は、京都府教育庁指導部文化財保護課においた。主な検討内容は、新しい文化財である「文化的景観」保護の端緒となるよう府内各地の歴史と文化を十分に考慮した事例を抽出することと、今後の取り組み等についてであった。その結果、平成17年12月末には「京都府の良好な文化的景観について」(報告)が完成されて京都府教育委員会に提出された。

## III. 検討内容

文化的景観検討委員会では、文化的景観の具体例の抽出と選定基準(対象)の検討に最も多くの時間が割かれた。

重要文化的景観選定基準(平成17年3月28日付文部科学省告示第47号)では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの」として、以下のとおり8つに分類している。

- (1) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景

表1 文化的景観検討委員会

(五十音順・敬称略)

氏名	職名	備考 (分野等)
秋津元輝	京都大学大学院農学研究科助教授	農業
金田章裕	京都大学大学院文学研究科教授	座長代理 人文地理
瀧浪貞子	京都女子大学文学部教授 京都府文化財保護審議会委員	歴史
仲 隆裕	京都造形芸術大学芸術学部教授	造園
中川恵次	宇治商工会議所会頭	経済
西川幸治	京都大学名誉教授 京都府文化財保護審議会委員	座長 都市計画
山本啓世	京都新聞社編集局記事審査部長	マスコミ

(職名については平成17年12月現在)

キーワード：文化財行政、文化財保護、文化的景観、地域文化遺産、京都府

## 観地

- (3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- (4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- (5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- (6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- (7) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- (8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

また、これら以外に「前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの」も対象としている。

文化的景観検討委員会では、この選定基準を踏まえつつも、これにとらわれず、京都府の歴史的、文化的特徴によって京都府らしい文化的景観をより広く選定していくことはできないか、そのためにはどのような分類が適当か、という観点で議論が重ねられた。その結果、以下のような分類となった。

- (1) 農林水産業に係る景観地
- (2) 伝統産業に係る景観地
- (3) 信仰や生活習俗に係る景観地
- (4) 集落に係る景観地
- (5) 歴史的事跡が残された景観地
- (6) 自然的な複合景観地
- (7) 商業・交通に係る景観地
- (8) その他の景観地

一方、今後の取り組みとして4点があげられた。概要を箇条書きにすると次のようになる。

### ①文化的景観の普及啓発

- ・文化的景観は新たな保護対象のため周知が必要
- ・市町村の景観部局、文化財保護部局、NPO法人等が、地域住民とともに勉強会を行って、保護対象となるべき景観の選定や

## その保護施策を検討

### ②保護に向けての連携

- ・景観部局、農林水産部局、文化財保護部局など行政間の連携
- ・ボランティア組織やNPO法人、地域住民と行政の連携

### ③重要文化的景観選定に向けた市町村支援

- ・京都府は、市町村等と連携し重要文化的景観選定を促進
- ・選定後の修理、修景、復旧、防災等の事業について支援が必要

### ④京都府文化財保護条例の改正

- ・京都府文化財保護条例を改正し、府が文化的景観を選定できるようにする。

以上のような文化的景観検討委員会の検討結果は、「京都府の良好な文化的景観について」(報告)としてまとめられた。全文は京都府教育委員会のホームページ (<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/>) に掲載されている。

一方、文化的景観検討委員会と同時期に、景観行政を主管する府土木建築部都市計画課では、京の景観形成推進プラン検討委員会を運営していた。この両委員会により検討していた良好な景観の保護及び文化的景観の保護などをわかりやすく説明するのはなかなか難しかったため、都市計画課と意見交換を重ねながら作成したのが図1である。これは、「京の景観形成推進プラン」12頁の参考資料を一部改変したもので、景観全般に関する施策の推進を検討したプラン全文は京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/toshi/a-index.html>) に掲載されている。

## IV. 京都府文化財環境保全地区と文化的景観

京都府文化財保護条例には、他には見られない「文化財環境保全地区」という制度がある。文化的景観が新たな文化財として保護の対象となって以降、この文化財環境保全地区と文化的景観の違いを尋ねられることが多く

なった。

文化財環境保全地区は、京都府指定等文化財の周辺環境をも合わせて保全していこうとするもので、京都府文化財保護条例第53条で次のとおり規定されている。

第53条 教育委員会は、この条例の規定により指定又は登録された有形文化財又は記念物（以下この章において「府指定有形文化財等」という。）について、その保存のため必要があると認めるときは、文化財環境保全地区を決定することができる。

2 前項の規定による決定をするには、教育委員会は、あらかじめ当該地区内の土地、建築物その他の工作物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による決定には、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

条文だけではわかりにくいかも知れないが、これは例えば、神社の本殿が京都府指定有形文化財に指定されている場合、この本殿を包み込む鎮守の森を緩衝地帯としてとらえ、有形文化財の本殿とともに周辺環境をも合わせて保全していこうというものである。規制は許可よりも緩やかな届出制をとっており、平成17年度までに67地区を決定している。その内訳は、神社中心58地区、寺院中心7地区、神社と寺院隣接1地区、庶民信仰に係る遺産（磨崖仏）1地区である。神社を中心とする鎮守の森が一番多いのは、本殿などの文化財建造物だけでなく、境内で行われる風俗慣習、民俗芸能などの無形民俗文化財をも同時に保存しようと意図しているからである。

一方、文化財保護法第2条第1項第5号によって文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理

解のため欠くことのできないもの」と定義される。環境保全地区は有形文化財を保存するためのいわばバッファであるのに対し、文化的景観は景観地であるので、両者は基本的に異なったものである。

## V. 学会等の調査に期待するもの

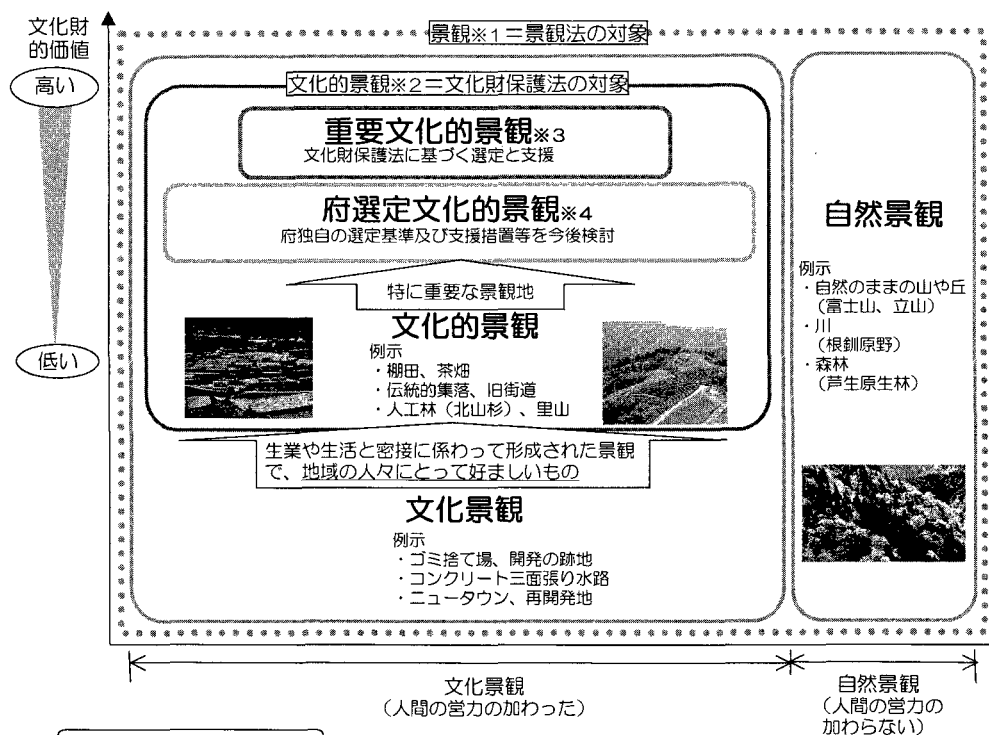
地方公共団体が、重要文化的景観選定の申し出に至るまでには、多くの調整と膨大な事務が必要となる。例えば、市町村は都道府県に申し出て景観行政団体になることを手始めに、景観計画区域等の決定、景観条例の制定、文化的景観保存計画の策定等を行うことになる。申し出には所有者等の同意を得ることも必要である。これらの手続きを一つ一つこなしていくには、かなりの時間がかからざるを得ない。

文化的景観保存計画の策定に当たっては、その前提として、文化的景観の保存に関する必要な調査を実施する必要があるとされている。この調査は、1) 自然の側面、2) 歴史の側面、3) 生活又は生業の側面、という3つの側面について、ア) 景観単位の区分、イ) 構成要素の特定、ウ) 景観図の作成、エ) 景観単位・構成要素間の相互の有機的関係の把握、オ) 景観認知の把握などを行って、文化的景観の本質的価値を総合的に把握するとしている。

このように、調査だけでも多岐にわたっていることから、どうしても申し出までには一定の期間が必要となる。重要文化的景観の選定を目指す地方公共団体にとって、大学や学会と連携を図り、調査だけでも大学や学会での研究成果を活かすことができれば、申し出に係る時間は短縮できるであろう。文化的景観の保護について、学会との連携は重要であるので、調査等に対する期待は今後より大きなものになっていくと思われる。

(京都府教育庁指導部文化財保護課)

# 「景観」と「文化的景観」の関係について



## ※1 「景観」とは…

- ・景観法の対象概念であるが、法律上は定義をしていない。
- ・「①風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。②自然と人間界のことが入りまじっている現実のさま。」(広辞苑)
- ・人間の営力の有無により自然景観と文化景観に分けられる。
- ・景観法に基づき、景観行政団体が「都市、農山漁村等における良好な景観を形成する必要がある区域」において景観計画を策定し、建築物等のデザイン・色彩等に対する規制・誘導等を行うことができる。

## ※2 「文化的景観」とは…

- ・平成4年に世界文化遺産に導入された概念を、国内で制度化されたもの
- ・文化財保護法における定義は、「地域における人々の生活、生業、風土により形成された景観地で我が国民の生活、生業の理解に不可欠なもの」

## ※3 「重要文化的景観」とは…

- ・文化的景観のうち、「風土に根差して営まれてきた人の生活や生業のあり方を示し、特に重要な文化財的価値が見いだされる景観地」が重要文化的景観として選定される。
- ・景観法に基づく景観計画区域又は景観地区内において選定
- ・国の選定基準には、「採掘・製造に関する景観地(鉱山、採石場等)」、「流通、往来に関する景観地(街道、広場等)」なども入っているが、農山漁村に関する景観地の保護を主な対象としている。

## ※4 「府選定文化的景観」とは…

- ・国の選定に至らないものや、信仰や生活習俗及び歴史的事跡といった府の特徴や印象・心象を形成している文化的景観等を対象として、府独自の選定基準や支援措置等について、今後検討を行います。

図1 景観と文化的景観の関係模式図

## The Protection of Cultural Landscape in Kyoto Prefecture

HARADA Mitsuhsa (Board of Education, Kyoto Prefecture)

**Key words:** Cultural assets administration, Cultural properties protection,  
Cultural landscape, Regional-cultural heritage, Kyoto prefecture